

北海道において水産物加工事業等を営む申立会社が、中国政府がALPS処理水の海洋放出予定の方針に対して水産物等の検疫を強化し、その後、令和5年8月24日のALPS処理水放出開始に伴い日本産水産物輸入停止措置を取ったことから、中国輸出用のホタテ製品販売において減収が発生したとして逸失利益を請求した事案において、同年6月分から令和6年2月分まで、ホタテ製品の基準期間と対象期間の利益の差額を算定した上で、他製品の販売状況や免れた費用の状況等を考慮し、原発事故の影響割合を7割として逸失利益の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 逸失利益（期間：自 令和5年6月1日 至 令和6年2月29日）
- (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、下記のとおり金608万8380円の支払義務があることを認める。

記

- (1) 逸失利益
金591万1049円
- (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用
金17万7331円
- (3) 上記合計
金608万8380円

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、

本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務はない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有することとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和8年1月15日

(仲介委員 板垣 眞一)